1 甲府市不足額給付フローチャート

※このフローチャートは参考です。給付金の支給可否を保証するものではありません。
※本人または扶養主から定額減税しきれている方や調整給付の支給額に不足が生じていない方は、申請しても給付の対象とはなりません。
※外国税額控除がある方など、フローチャートで判定できない場合もあります。お心当たりのある方は、コールセンターまでお問い合わせください。

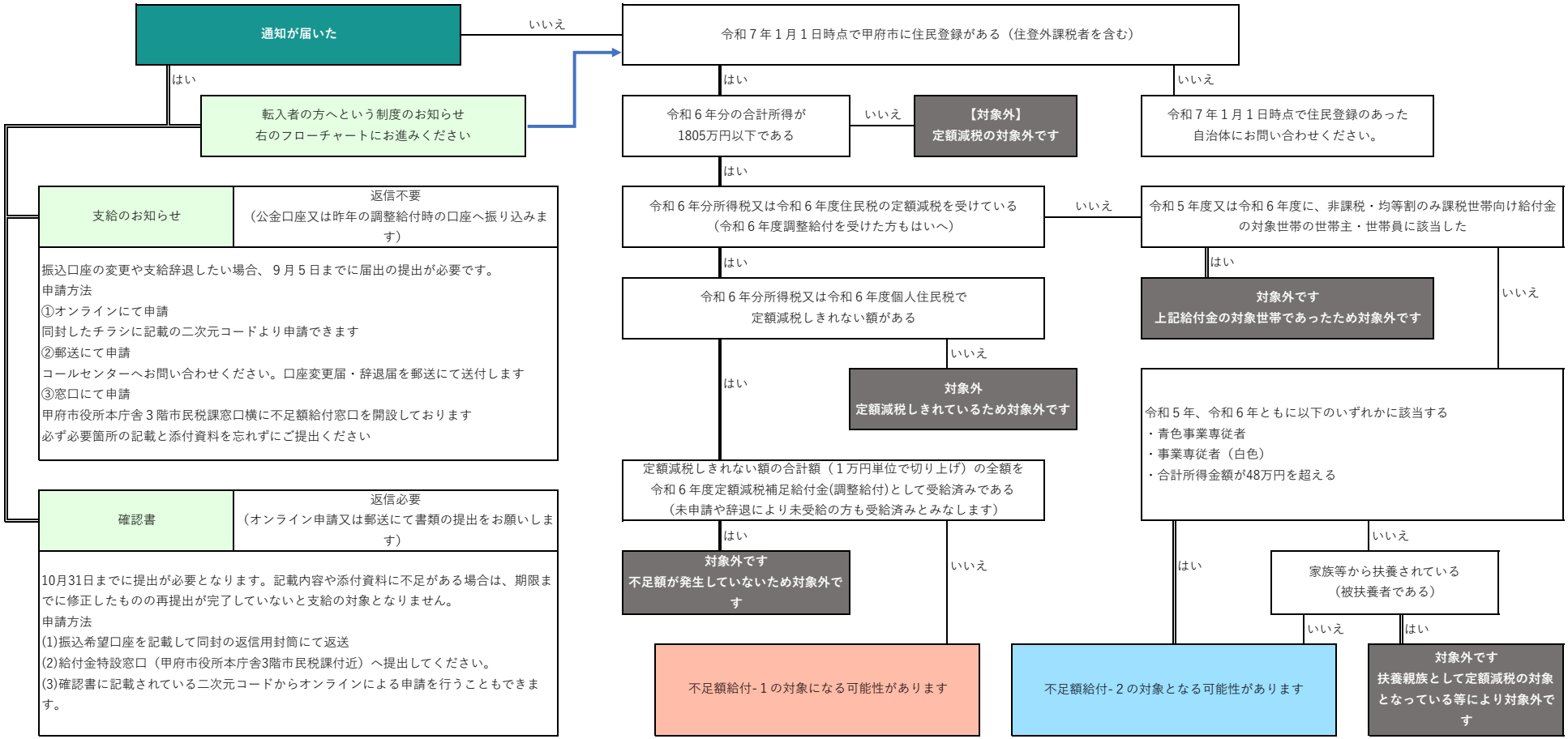

支給のお知らせ	返信不要 （公金口座又は昨年の調整給付時の口座へ振り込みます）

振込口座の変更や支給辞退したい場合、９月５日までに届出の提出が必要です。
申請方法
①オンラインにて申請
同封したチラシに記載の二次元コードより申請できます
②郵送にて申請
コールセンターへお問い合わせください。口座変更届・辞退届を郵送にて送付します
③窓口にて申請
甲府市役所本庁舎３階市民税課窓口横に不足額給付窓口を開設しております
必ず必要箇所の記載と添付資料を忘れずにご提出ください

確認書	返信必要 （オンライン申請又は郵送にて書類の提出をお願いします）

10月31日までに提出が必要となります。記載内容や添付資料に不足がある場合は、期限までに修正したものの再提出が完了していないと支給の対象となりません。
申請方法
(1)振込希望口座を記載して同封の返信用封筒にて返送
(2)給付金特設窓口（甲府市役所本庁舎3階市民税課付近）へ提出してください。
(3)確認書に記載されている二次元コードからオンラインによる申請を行うこともできます。